



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第38回 憲法を知らせることが私たちの責任 …「知憲」から始めよう

憲法問題対策センター副委員長 西田 美樹 (54期)

子育て世代の女性向けファッション雑誌に「今こそ『知憲』」というテーマで座談会が掲載された(「VERY」2014年3月号)。「明日の自由を守る若手弁護士の会(略称あすわか)」の弁護士がこの座談会でわかりやすく憲法を語った。ファッション雑誌に硬派の憲法記事という一見ミスマッチな企画だったが、読者からの反応は好意的なものだったという。子育て世代だからこそ、憲法が何を言っているのか、子どもを守るためには何をすればいいのか、敏感に感じ取るのではないだろうか。

「あすわか」は、ほかにも憲法を知ってもらうための取り組みをしている。おしゃれなレストランを会場に、おいしい料理を楽しみながら弁護士が講師となって憲法の話をする「憲法カフェ」もその1つだ。やはり子育て世代がターゲットで、中には子ども連れで参加する人の姿もある。また、憲法紙芝居を作って、立憲主義についてわかりやすく説明できるようにしたり、とにかくわかりやすく、おもしろく憲法を伝える試みをしている。

憲法を取り巻く情勢は厳しい。去年は憲法96条の改正手続緩和が狙上に上った。それが引っ込められたと思ったら、私たちの知る権利をないがしろにする特定秘密保護法が強行成立させられた。そして、平和憲法の基礎であった武器輸出三原則が、防衛装備移転三原則へと変更された。これまでの、武器輸出原則禁止・例外許可が、原則許可へと大きく変容したのである。そして、集団的自衛権の問題。日弁連は「集団的自衛権。それは、外国のために、戦争をすること。」というパンフレットを作って、先頭に立って反対をし、東京弁護士会も何度か街頭宣伝を

実施して市民にパンフレットを配っている。

こうした情勢の中で私たちに何ができるか、そのヒントが「あすわか」の活動の中に詰まっている。

憲法は小学生から学校で教わるものである。しかし、その教えられ方は憲法の基本理念を丸暗記したり、三権分立や衆議院の優越などの単語の意味を知るとどまっていることが多いように思う。なぜ基本理念があるのか、そもそも憲法はなぜあるのか、憲法と法律の違いは何なのか。そんなダイナミックな憲法の姿にふれることは少ない。こうした勉強をしてきて、いきなり憲法問題に直面しても、とまどうばかりである。ならば、憲法を学んだ弁護士が積極的に憲法を知らせに行こう。それが「あすわか」の活動であり、活動が共感を呼び、静かな「知憲」ブームを呼んでいるのである。

憲法問題対策センターでも、憲法出前講座を通じて、「知憲」の一助を担っていると自負している。憲法出前講座は、判例をベースにして、なぜその裁判が起きたのかという憲法問題のわき起こった背景事情の部分から話し始め、それを憲法の理念へと結びつけている非常にダイナミックな講座である。都内の小中高校で開催しており、毎年呼んでくれる学校もある。

護憲も改憲も、まずは憲法を知らなければ基本のスタートラインに着くことができない。基本がわからずにただ〇×をつけることになることだけは避けたい。そのために私たちができることは、憲法を知らせることである。憲法を知った者の責任として、市民の「知憲」のために、私たち一人一人が、一歩前に出た活動をしていこうではないか。